

第99回 定時株主総会招集ご通知



日時

平成28年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)



場所

大阪府中央区十二軒町5番12号
マンダム本社ビル 2階会議室

※末尾の「第99回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

第1号議案 剰余金の処分の件

議案

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件



基本理念 Our Mission

美と健康を通じ、快適な生活にお役立ちする

Aiming to Provide a Comfortable Lifestyle Supported by Health and Beauty

人は「美」に触れたとき、心に深い感動を覚え、満足感が広がっていきます。その、胸躍る感情と満ち足りた気持ちが心身に好影響を与え、健康へと結び付いていくという思いを、「美と健康を通じ」という言葉に込めました。

生活者の美意識を呼び起こすような価値あるモノをつくり、魅力ある商品・サービスとして、世界で一人でも多くの生活者に送り届けることが「快適な生活にお役立ちする」ことだと認識し、生活者満足の最大化を目指します。

経営理念 Our Values

企業理念の具現化を目指した企業行動を通じて、生活者や社員をはじめとするステークホルダーの満足を、同時にバランス良く満たすことができれば、企業は持続的に成長し、社会から認められて存在できると、わたしたちは信じています。

生活者発・生活者着

Creating Lifestyle Value With Consumers, For Consumers

「美」「健康」「清潔」「楽しさ」をビジネスキーワードに、生活者発の「ニーズ・ウォンツ」を魅力ある商品・サービスとして具現化し、生活者着の「価値」として世界で一人でも多くの生活者にお届けすることに全力を尽くします。

全員参画経営

Active Employee Participation

社名の意味に込められた、人間尊重と自由闊達な風土の中で豊かな創造性が発揮される人間集団を形成し、企業価値向上のために個人と組織の持続的成長を目指します。

社会との共存共栄

Social Responsibility and Sustainability

ステークホルダーとの双方向コミュニケーションに努め、ステークホルダーから要請される経済的責任、社会的責任を真摯に受け止め迅速に対応することで良好な信頼関係の維持、向上を図るとともに、「良き企業市民」として、社会との協調・融和に努め、その発展に貢献いたします。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第99回定時株主総会を平成28年6月24日（金曜日）に開催するにあたり、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、平成28年3月期の概況と取り組みにつきましては、招集ご通知および同封の株主通信においてご報告申しあげますので、ご高覧ください。

なお、平成27年7月10日（金曜日）に当社のインドネシア連結子会社である PT Mandom Indonesia Tbk にて発生した火災事故により、現地社員に死傷者が出る事態となりました。

お亡くなりになりました現地社員に対し、ご冥福をお祈り申しあげますとともに、マンダムグループ一丸となり、再発防止に向けて、更なるリスクマネジメント体制を構築していく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

平成28年6月

M. Nishimura

代表取締役 社長執行役員

西村 元延



招集ご通知	3
-------------	---

株主総会参考書類	5
----------------	---

事業報告	23
1. 企業集団の現況に関する事項	23
2. 当社の株式に関する事項	34
3. 当社の会社役員に関する事項	35
4. 会計監査人に関する事項	39
5. 業務の適正を確保するための体制 および当該体制の運用状況の概要	40
6. 株式会社の支配に関する基本方針	47
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	47

連結計算書類・計算書類	49
-------------------	----

監査報告書	55
-------------	----

証券コード 4917
平成28年6月2日

株 主 各 位

大阪府中央区十二軒町5番12号

株式会社マンドム

代表取締役
社長執行役員 西村元延

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月の「平成28年熊本地震」により、被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
(なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。)
2. 場 所 大阪府中央区十二軒町5番12号
マンドム本社ビル 2階会議室
(2階会議室が満席となった場合は、第2会場等にご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第99期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記22頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧の上、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までにご行使ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mandom.co.jp/ir/src/stockholders.html>）に掲載いたしておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしていません。

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以 上

.....

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mandom.co.jp/ir/src/stockholders.html>）に掲載させていただきます。

◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第99期の剰余金の処分ににつきましては、配当金による株主還元を優先的に実施することを剰余金の配当に関する基本方針とした上で、将来の事業展開や企業リスクに対応するための内部留保に配慮し、以下のとおりといたしたく存じます。

〈期末配当に関する事項〉

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額935,122,320円
(平成27年12月7日に1株につき金40円の間配当を実施いたしておりますので、第99期の配当金は1株につき金80円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日

第2号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)が任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針は、後記17頁および18頁をご参照ください。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

にしむらもと のぶ
西村 元延 (昭和26年1月9日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和52年4月 当社入社
昭和58年4月 当社東日本地区営業部長
昭和59年6月 当社取締役(現在に至る)
昭和62年6月 当社常務取締役
平成2年6月 当社代表取締役(現在に至る)
当社取締役副社長
平成7年6月 当社取締役社長
平成12年5月 PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役(現在に至る)
平成16年6月 当社社長執行役員(現在に至る)
平成20年4月 当社内部統制推進部(現 内部監査室)統括・担当
(平成27年6月まで)

重要な兼職の状況

PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役

取締役候補者とした理由

同氏は、平成7年に取締役社長に就任して以来、グループ経営の陣頭に立ち、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしており、今後も、最高経営責任者(代表取締役・社長執行役員)として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断しております。



所有する当社の株式の数
720,200株

取締役会の出席回数及び出席率
(平成28年3月期)
14回/14回(100%)

2 きたむら たつよし 北村 達芳 (昭和31年3月13日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和53年 4 月 当社入社
平成 9 年12月 MANDOM CORPORATION (SINGAPORE) PTE.LTD. 取締役社長
平成13年 9 月 当社国際事業部（現 グローバルグループ統括部）部長
平成16年 6 月 当社執行役員
当社国際事業部担当
平成20年 4 月 PT MANDOM INDONESIA Tbk 代表取締役社長
平成23年 6 月 当社常務執行役員
当社生産・物流統括
平成24年 4 月 当社技術・生産統括
平成25年 4 月 当社人事部統括・担当
平成26年 4 月 当社総務部、法務室統括・担当
当社人事部長
平成26年 6 月 当社取締役（現在に至る）
当社CS統括部（現 CSR推進部）統括・担当
平成27年 4 月 当社人事・リソース統括（現在に至る）
平成28年 4 月 当社専務執行役員（現在に至る）
PT MANDOM INDONESIA Tbk 取締役会長（現在に至る）

重要な兼職の状況

PT MANDOM INDONESIA Tbk 取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、PT MANDOM INDONESIA Tbk 代表取締役社長を務めたほか、長年にわたり、海外グループ会社および担当した当社の各執行領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしており、今後も、業務執行取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断しております。



所有する当社の株式の数
27,700株

取締役会の出席回数及び出席率
(平成28年3月期)
14回／14回(100%)

3 もも た まさ よし 桃田 雅好 (昭和26年1月23日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和49年 4 月 当社入社
平成 7 年 4 月 当社商品戦略企画室長
平成 8 年 6 月 当社取締役（現在に至る）
平成15年 4 月 当社R&D統括
平成15年 6 月 当社常務取締役
平成16年 6 月 当社常務執行役員
平成22年 4 月 当社経営企画室（現 経営企画部）統括
当社海外事業部（現 グローバルグループ統括部）統括
PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役会長
平成22年 6 月 当社専務執行役員
平成25年 6 月 当社代表取締役
当社副社長執行役員
当社役員秘書室統括・担当
平成26年 4 月 当社広報IR室統括
平成27年 6 月 内部監査室担当（現在に至る）



所有する当社の株式の数
10,400株

取締役会の出席回数及び出席率
(平成28年3月期)
14回／14回(100%)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の代表取締役・副社長執行役員を務めたほか、担当した当社の各執行領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしており、今後も、これらの経験を活かし、内部監査室を担当し、業務執行と一定の距離を置いた上で、内部統制システムの整備・運用状況を含めた経営全般のモニタリング機能を果たすことが期待できると判断しております。

4 小 芝 信 一 郎 (昭和38年12月24日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

昭和62年 4 月 当社入社
平成 5 年 7 月 SUNWA MARKETING CO.,LTD. 専務取締役
平成 9 年 5 月 ZHONGSHAN CITY RIDA FINE CHEMICAL CO.,LTD.
(現 ZHONGSHAN CITY RIDA COSMETICS CO.,LTD.) 経理
平成14年 4 月 当社営業企画部長
平成20年 6 月 当社執行役員
平成25年 4 月 当社常務執行役員 (現在に至る)
平成26年 4 月 当社マーケティング統括 (現在に至る)



所有する当社の株式の数
1,081株

取締役候補者とした理由

同氏は、海外グループ会社の経営者を歴任した後、当社の営業・マーケティングの各執行領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしており、今後は、これらの経験を活かし、新任の業務執行取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断しております。

5 日比 武志 (昭和35年4月16日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

昭和59年 4 月 当社入社
平成11年 4 月 MANDOM (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役社長
平成20年 4 月 PT MANDOM INDONESIA Tbk 常務取締役
平成23年 4 月 同社代表取締役社長
平成26年 4 月 当社執行役員
平成27年 4 月 当社常務執行役員 (現在に至る)
平成28年 4 月 当社営業統括 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

同氏は、PT MANDOM INDONESIA Tbk 代表取締役社長をはじめ、海外グループ会社の経営者を歴任した後、営業執行領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしており、今後は、これらの経験を活かし、新任の業務執行取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断しております。



所有する当社の株式の数
1,477株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

6

なか じま
中 島さとし
賢 (昭和28年12月8日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

昭和51年 4 月 大阪瓦斯株式会社入社
平成12年 6 月 大阪ガスセキュリティサービス株式会社 取締役
平成16年 6 月 大阪瓦斯株式会社 秘書部長
平成19年 6 月 同社執行役員
平成20年 6 月 同社常務執行役員
平成20年 7 月 社団法人（現 一般社団法人）日本ガス協会 常務理事
平成23年 4 月 株式会社オーグス総研 取締役会長
平成25年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）
平成27年 8 月 株式会社京進 社外取締役（現在に至る）
平成27年11月 夢の街創造委員会株式会社 社外取締役（現在に至る）
平成28年 4 月 大阪ガスリキッド株式会社 顧問（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社京進 社外取締役
夢の街創造委員会株式会社 社外取締役
大阪ガスリキッド株式会社 顧問

社外取締役候補者とした理由

同氏は、平成25年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職責を十分に果たしており、長年にわたり企業経営に携わるとともに、各種団体の理事等の要職を歴任した同氏の幅広い知識と優れた識見を当社の経営に反映させることが、コーポレートガバナンスの強化はもとより、グループ経営全般の質的向上に資するものと判断しております。



所有する当社の株式の数
500株

取締役会の出席回数及び出席率
(平成28年3月期)
13回／14回(93%)

略歴、当社における地位、担当

昭和44年 4月 トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
 平成 8年 1月 同社部長職
 平成13年 1月 KDDI株式会社入社
 同社経営戦略本部長
 平成13年 6月 同社執行役員常務
 平成15年 4月 同社執行役員専務
 平成15年 6月 同社取締役
 平成17年 6月 同社代表取締役執行役員副社長（CFO）（平成22年6月まで）
 平成19年 6月 株式会社KDDIエボルバ 代表取締役会長（平成24年6月まで）
 平成26年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、平成26年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職責を十分に果たしており、長年にわたりグローバルに事業展開する企業の経営に携わるとともに、経済団体の要職を歴任した同氏の幅広い知識と優れた識見を当社の経営に反映させることが、コーポレートガバナンスの強化はもとより、グループ経営全般の質的向上に資するものと判断しております。



所有する当社の株式の数
2,000株

取締役会の出席回数及び出席率
 （平成28年3月期）
 14回／14回（100%）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小芝信一郎氏および日比武志氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 中島賢氏は、社外取締役候補者であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員の指定を継続する予定であります。
- なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は中島賢氏との間において、会社法第427条第1項および定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
5. 長尾哲氏は、社外取締役候補者であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員の指定を継続する予定であります。
- なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は長尾哲氏との間において、会社法第427条第1項および定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
7. 社外取締役候補者の中島賢氏および長尾哲氏は、当社の「独立社外役員の独立性に関する基準」（後記19頁および20頁をご参照）を満たしております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 津田昌俊氏が任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員し、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針は、後記17頁および18頁をご参照ください。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 寺 林 隆 一

て ら ば や し り ゅ う い ち
(昭和29年6月13日生)

新任

略歴、当社における地位

昭和54年9月 当社入社
平成7年4月 当社商品開発部長
平成9年4月 当社宣伝販促部長
平成14年6月 当社執行役員
平成20年6月 当社常務執行役員
当社マーケティング統括
平成22年6月 当社取締役（現在に至る）
平成24年4月 当社営業統括
平成24年6月 当社専務執行役員
平成26年4月 当社財務管理部統括
当社情報システム室（現 情報システム部）統括



所有する当社の株式の数
15,231株

監査役候補者とした理由

同氏は、当社の取締役常務執行役員、同専務執行役員を歴任するなど、長年にわたり当社において経営者として適正に職務を執行し、着実に成果を上げてきました。今後は、その経験を活かし、当社の常勤監査役としてその職責を十分に果たすことが期待できると判断しております。

2 | にし お まさ ひろ 西尾 方宏 (昭和27年9月9日生)

新任 社外監査役 独立役員

略歴及び地位

昭和49年11月 監査法人大和会計事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所
（平成26年12月まで）
昭和53年 3 月 公認会計士登録
平成13年 7 月 同社パートナー就任
平成20年 7 月 同社京都事務所所長
平成24年 4 月 立命館大学大学院 経営管理研究科 教授（現在に至る）
平成27年 1 月 西尾公認会計士事務所開設
同事務所所長（現在に至る）
平成27年 6 月 株式会社島津製作所 社外監査役（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社島津製作所 社外監査役
立命館大学大学院 経営管理研究科 教授
西尾公認会計士事務所所長



所有する当社の株式の数
0株

社外監査役候補者とした理由

同氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての会計監査に関する豊富な専門知識・経験および大学院教授としての経営管理に関する幅広い知識と優れた識見を当社の経営に反映させることが、コーポレートガバナンスの強化はもとより、グループ経営全般の質的向上に資するものと判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺林隆一氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 西尾方宏氏は、新任の社外監査役候補者であります。
同氏は、経営者として直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業会計に精通し会社経営に関する高い識見を有することから、社外監査役としての職責を十分に果たされるものと判断しております。
当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。
4. 西尾方宏氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項および定款第32条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額といたします。
5. 社外監査役候補者の西尾方宏氏は、当社の「独立社外役員の独立性に関する基準」（後記19頁および20頁をご参照）を満たしております。

以 上

「コーポレートガバナンス ポリシー」

アジアグローバル社会と共存・共生・共創するマンドムグループの使命として、企業理念を具現化するため、「健全性と透明性の確保」を前提とした「効率性の追求」を通して、良質な利益を生み出すことにより、生活者・社会をはじめとしたステークホルダーとともに、持続的に健全なる発展を遂げる。

「当社コーポレートガバナンス ガイドライン（抜粋）」

(参考URL : http://www.mandom.co.jp/ir/src/g_guideline.pdf)

【原則3-1(iv)】

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針

国籍、年齢、性別等を問わず、強い倫理観を有し、当社の企業理念体系に共鳴するとともに、多様な価値観を受入れ、アジアグローバルな舞台で期待される役割を果たすことができる人格・識見に優れた人材を選任・指名する方針としております。なお、個別の方針は以下のとおりであります。

〈1〉統括執行役員

経験・実績に基づく組織マネジメント力・業務執行力のもとより、チャレンジ精神と環境変化への適応力を備えた人材を選任する方針

〈2〉業務執行取締役

上記統括執行役員に関する方針に加え、取締役会構成員として必要な相互牽制・監督力およびグループ全体最適の視点からの意思決定参画力を備えた人材を指名する方針

〈3〉 社外取締役

当社の独立性基準を満たすことはもとより、豊富な経営経験または経営に関する理論・学識を有し、客観的かつ株主視点でのモニタリング機能が担えるとともに、グローバル視点での有効なアドバイザリング機能が期待できる人材を指名する方針

〈4〉 監査役

企業財務・会計ないし企業法務等に関する知見を有するとともに、経営陣に対して公正不偏な態度を貫けるなど、厳格な適法性監査機能を担える人材を指名（社外監査役については当社の独立性基準を満たすことが前提）する方針

「独立社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の独立社外役員（当社が独立社外役員として指定する社外取締役・社外監査役）の候補者を選定するにあたっての独立性に関する基準を下記のとおり定める。

記

会社法に基づく社外取締役・社外監査役の要件を各々満たすことはもとより、以下の各要件のすべてに該当しないことを当社の独立性基準充足の条件とする。

- 1 当社および当社の関係会社<※1>（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者<※2>
- 2 当社グループを主要な取引先とする者<※3>またはその業務執行者<※2>
- 3 当社グループの主要な取引先<※4>またはその業務執行者<※2>
- 4 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有する大株主またはその業務執行者<※2>
- 5 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有する者またはその業務執行者<※2>
- 6 直前事業年度において、当社グループから、年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその法人その他団体に所属する者
- 7 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<※5>を受けているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合には当該団体に所属する者）
- 8 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- 9 当社グループの業務執行者<※2>が他の会社の社外役員に就任している場合の当該他の会社の業務執行者<※2>
- 10 過去において、上記 1 に該当したことがある者
- 11 過去1年間に、上記 2 ～ 9 のいずれかに該当したことがある者
- 12 以下に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者
 - ① 当社グループ各社の取締役、監査役および重要な業務執行者<※6>
 - ② 上記 2 ～ 5 および 9 に該当する者（業務執行者の場合にはそのうち重要な業務執行者<※6>に限る）

- ③ 上記 6 に該当する「個人」および「法人その他の団体に所属する者のうち重要な業務執行者<※6>」
- ④ 上記 7 に該当する「個人」および「法人その他の団体に所属する有資格者および重要な業務執行者<※6>」
- ⑤ 上記 8 に該当する監査法人に所属する公認会計士および重要な業務執行者<※6>

<※1> **関係会社：**

会社計算規則第2条第3項第22号に定める関係会社

<※2> **業務執行者：**

法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、理事（外部理事を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員または使用人等業務を執行する者

<※3> **当社グループを主要な取引先とする者：**

- i) 当社グループに対して、製品または役務を提供する取引先グループ（「取引先および取引先の関係会社^(※1)」をいう。以下同じ。）であって、当該取引先グループの当社グループに対する製品または役務の直前事業年度または当事業年度の年間提供額が取引先グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超える場合の取引先グループ
- ii) 当社の直前事業年度末日において当社グループに対して、取引先グループの直前事業年度末日における連結総資産の2%を超える金額の融資を行っている場合の取引先グループ

<※4> **当社グループの主要な取引先：**

- i) 当社グループが製品または役務を提供している取引先グループであって、当社グループの当該取引先グループに対する製品または役務の直前事業年度または当事業年度の年間提供額が直前事業年度の当社グループの連結売上高の2%を超える場合の取引先グループ
- ii) 当社グループが取引先グループに対して、当社グループの直前事業年度末日における連結総資産の2%を超える融資を行っている場合の取引先グループ

<※5> **多額の金銭その他の財産：**

個人の場合には、年間1,000万円以上に相当する金銭その他の財産とし、法人その他の団体の場合には、当該団体の年間総収入額の2%以上に相当する金銭その他の財産

<※6> **重要な業務執行者：**

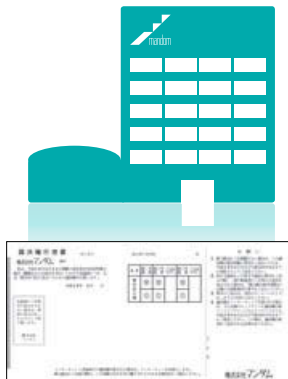
上記<※1>の業務執行者のうち、上級管理職（部長クラス）以上の役職者

議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

1

株主総会へ
出席する場合

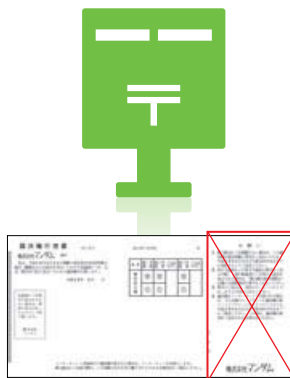


議決権行使書用紙を
会場受付へ提出
(捺印は不要)

株主総会開催日時
平成28年6月24日(金)
午前10時

2

議決権行使書を
郵送する場合



この部分をお切り取りの上
はがき部分のみを郵送ください。

各議案の賛否を
表示の上投函

(お早めにご投函ください)

行使期限
平成28年6月23日(木)
午後5時30分 到着分まで

3

インターネット等による
議決権行使の場合



【議決権行使サイトURL】
<http://www.web54.net>

22ページを
ご参照ください

行使期限
平成28年6月23日(木)
午後5時30分まで

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）
（Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

1▶ 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国経済の減速や世界金融市場の変動等の懸念がある中、企業収益や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、当社海外グループの事業エリアであるアジア経済は、全体的に減速感がみられるものの、緩やかな拡大基調で推移いたしました。

このような経済状況のもと、当社グループは持続的な成長の実現に向け、「コア事業である男性グリーミング事業の持続的な成長」「女性コスメティック事業の展開スピードのアップ」「成長エンジンである海外事業の継続強化」に取り組みました。

売上高は、前期より41億53百万円増加し、750億78百万円（前期比5.9%増）となりました。インドネシア子会社での火災事故の影響があったものの、国内外ともに女性分野で好調に推移した結果、6期連続で過去最高売上高を更新しました。

利益面においては、インドネシア子会社での火災事故の影響や、海外におけるマーケティング費用（販売促進費・広告宣伝費）の積極的な投下があったことにより、営業利益は、前期より4億1百万円減少し、65億94百万円（前期比5.7%減）、経常利益も、前期より1億80百万円減少し、74億15百万円（前期比2.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、インドネシア子会社における固定資産売却益の計上があったことから、前期より19億57百万円増加し、63億83百万円（前期比44.2%増）となりました。

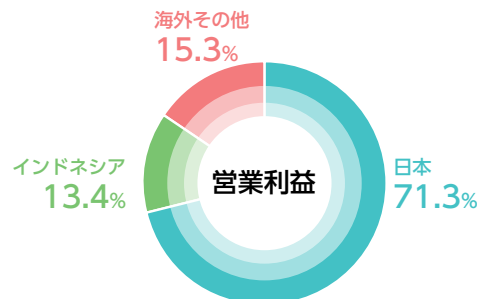
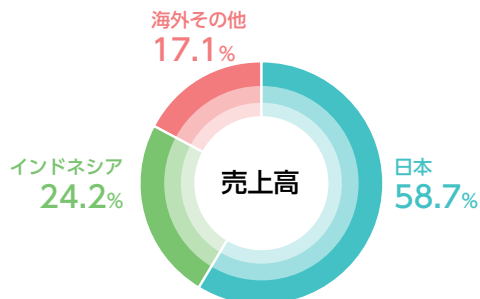
セグメントの業績は、次のとおりであります。（売上高は外部顧客への売上高を記載しております。）

▶ セグメント別の概況

（単位：百万円）

所在地別業績	売上高			営業利益		
	前期	当期	増減率	前期	当期	増減率
日本	41,637	44,104	5.9%	4,485	4,704	4.9%
インドネシア	17,172	18,164	5.8%	1,028	880	△14.4%
海外その他	12,115	12,809	5.7%	1,482	1,008	△32.0%

(ご参考)



▶ 日本

売上高

441 億 4 百万円
前期比 5.9% 増 ↗

日本における売上高は441億4百万円（前期比5.9%増）となりました。これは主として、コア・ブランド「ギャツビー」の伸び悩みを、ルシードや女性分野等の好調な推移がカバーしたことによるものであります。利益面においては、原価率の上昇やマーケティング費用の積極的な投下があったものの、増収効果により、営業利益は47億4百万円（前期比4.9%増）となりました。



(ご参考)「ルシード」シリーズ



(ご参考)女性コスメティック商品

▶ インドネシア

売上高 181 億 64 百万円
前期比 5.8% 増 ↗

インドネシアにおける売上高は181億64百万円（前期比5.8%増）となりました。これは主として、平成27年7月10日に発生したインドネシア子会社での火災事故の影響により、当第3四半期の売上高が大幅に減少したものの、インドネシア国内においてコア・ブランド「ギャツビー」を中心に好調に推移したことによるものであります。利益面においては、火災事故の影響による売上高の減少や原価率の上昇等により、営業利益は8億80百万円（前期比14.4%減）となりました。

▶ 海外その他

売上高

128億9百万円

前期比 5.7% 増 ↗

海外その他における売上高は128億9百万円（前期比5.7%増）となりました。これは主として、一部の地域を除き、現地通貨ベースで概ね堅調に推移したことに加え、円安による円換算額の増加があったことによるものであります。利益面においては、マーケティング費用の積極的な投下があったことから、営業利益は10億8百万円（前期比32.0%減）となりました。



（ご参考）「ギャツビー」シリーズ
（インドネシア・海外その他取扱商品）

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は37億25百万円でありました。その主な内容は、当社およびインドネシア子会社における生産力増強のための設備投資であります。



(ご参考) 当社福岡工場 新生産設備

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

④ 対処すべき課題

当社グループは、以下に対処すべき課題であると認識しております。

① 男性グリーミング事業の維持・拡大と女性分野での事業強化

当社グループがコア事業と位置付ける男性グリーミング事業は、国内外問わず、同業種、異業種の参入等により近年競争環境が激化しており、今後も市場環境は厳しくなるものと想定されます。このような環境のもと、当社グループにおける当該事業が売上高シェアにおいて6割以上を占め、国内に至っては7割を超えるコア事業であることを強く認識し、収益を支える重要な基盤として、生活者視点での更なるニーズ&ウォンツの探求を進めるとともに、新規提案のできる体制を整え、今後も持続的な事業拡大を図ってまいります。

一方で、スキンケアカテゴリーやベースメイクカテゴリー等の女性分野での事業展開も強化し、更なる事業領域の拡大を図ってまいります。

② 事業を支える基盤としての人財育成強化

当社グループは、アジアを軸としたグローバル企業として成長し続けることを目指しております。その中で、事業を支える基盤としてグローバル人財の育成を課題と考え、どの国でも成果をあげることができる人財を育成することがこれまで以上に重要であると認識しております。コミュニケーション能力の向上のみならず、風土・慣習など、展開する各国における価値観の理解・深耕に取り組み、アジアグローバル企業を支える基盤となりうる人財の育成を強化してまいります。

③ 社会貢献活動への対応強化

当社グループは、ステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・向上を図るとともに、「良き企業市民」として社会との協調・融和に努め、その発展への貢献を目指しています。その中で、CSRへの取り組みを課題とし、品質保障・環境対策の継続的な強化に加え、グループ全体で推進すべき社会貢献活動を実践できる体制づくりに取り組んでまいります。

④ 安全性向上への取り組み強化

当社グループは、インドネシア子会社において発生した火災事故を踏まえ、安全性を絶対条件とした生産性・経済性の追求を肝に銘じ、安全性向上に向け、グループの各生産拠点において事故再発防止の徹底に取り組んでまいります。

⑤ 財産および損益の状況の推移

1. 企業集団の財産および損益の状況の推移

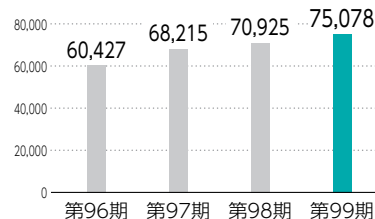
区 分	第96期 平成25年3月期	第97期 平成26年3月期	第98期 平成27年3月期	第99期 平成28年3月期
売上高 (百万円)	60,427	68,215	70,925	75,078
営業利益 (百万円)	5,947	6,853	6,996	6,594
経常利益 (百万円)	6,241	7,330	7,595	7,415
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,607	4,091	4,425	6,383
1株当たり当期純利益 (円)	154.29	175.02	189.28	273.04
総資産 (百万円)	60,163	67,858	75,980	79,821
純資産 (百万円)	51,037	55,179	60,980	65,856
1株当たり純資産額 (円)	2,011.09	2,183.09	2,394.23	2,554.01

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(ご参考)

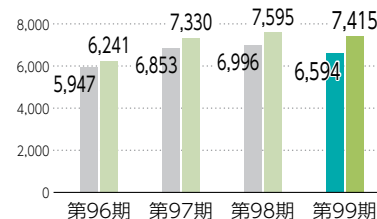
▶ 売上高

単位：百万円



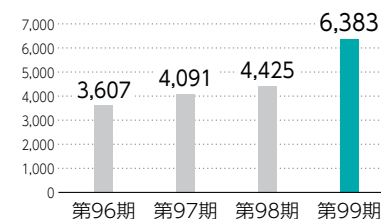
▶ 営業利益／経常利益

単位：百万円



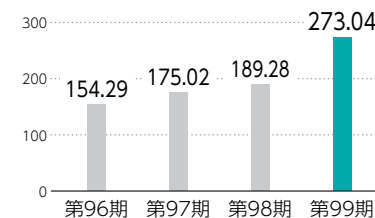
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



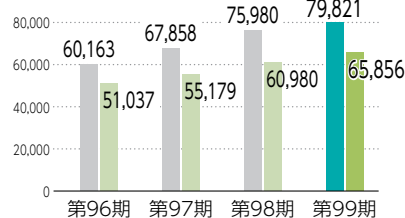
▶ 1株当たり当期純利益

単位：円



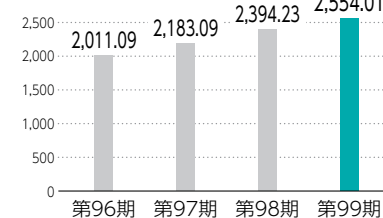
▶ 総資産／純資産

単位：百万円



▶ 1株当たり純資産額

単位：円



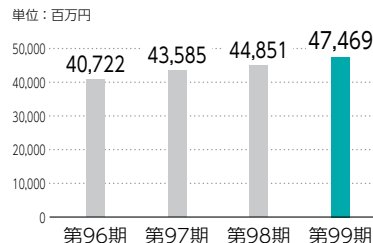
2. 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第96期 平成25年3月期	第97期 平成26年3月期	第98期 平成27年3月期	第99期 平成28年3月期
売 上 高 (百万円)	40,722	43,585	44,851	47,469
営 業 利 益 (百万円)	4,106	4,669	4,899	5,095
経 常 利 益 (百万円)	4,647	5,365	5,658	5,939
当 期 純 利 益 (百万円)	3,121	3,175	3,780	3,666
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	133.50	135.81	161.71	156.83
総 資 産 (百万円)	51,340	55,708	57,106	60,939
純 資 産 (百万円)	44,756	46,938	49,696	52,331
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,914.32	2,007.72	2,125.73	2,238.48

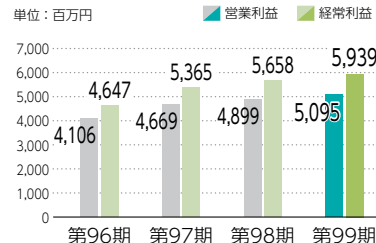
(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(ご参考)

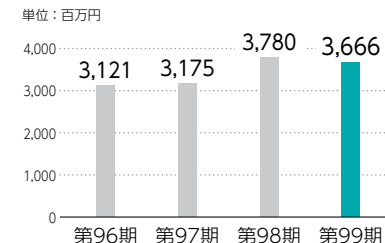
▶ 売上高



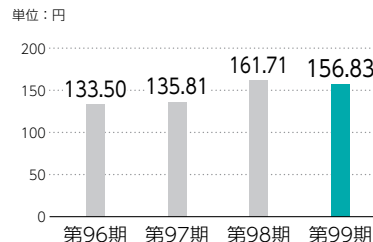
▶ 営業利益／経常利益



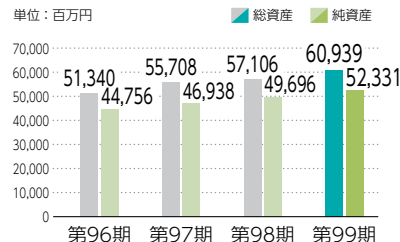
▶ 当期純利益



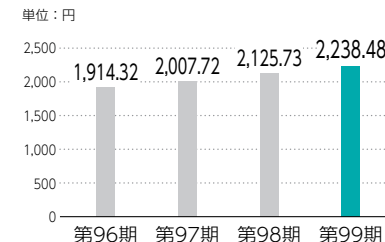
▶ 1株当たり当期純利益



▶ 総資産／純資産



▶ 1株当たり純資産額



⑥ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ピアセラボ	百万円 100	% 100.0	化粧品等の販売
MANDOM PHILIPPINES CORPORATION	百万フィリピンペソ 310	100.0	化粧品等の販売
MANDOM CORPORATION (SINGAPORE) PTE. LTD.	千シンガポールドル 600	100.0	化粧品等の販売
MANDOM TAIWAN CORPORATION	百万ニュー台湾ドル 50	100.0	化粧品等の販売
MANDOM KOREA CORPORATION	百万韓国ウォン 2,500	100.0	化粧品等の販売
MANDOM CORPORATION (THAILAND) LTD.	百万タイバーツ 100	100.0	化粧品等の販売
MANDOM CHINA CORPORATION	百万人民元 50	100.0	化粧品等の販売
MANDOM VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 3,000	100.0	化粧品等の販売
MANDOM (MALAYSIA) SDN. BHD.	百万リンギット 10	99.0	化粧品等の販売
ZHONGSHAN CITY RIDA COSMETICS CO.,LTD.	千米ドル 6,000	66.7	化粧品等の製造
PT MANDOM INDONESIA Tbk	百万ルピア 100,533	60.8	化粧品等の製造および販売

(注) 1. 出資比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
2. MANDOM CORPORATION (INDIA) PVT. LTD.は、現在、事業を休止しております。

⑦ 主要な事業内容

化粧品等の製造および販売を主な事業としております。

⑧ 主要な営業所および工場

	名 称	所 在 地
当 社	本社	大阪市中央区
	マーケティング青山オフィス	東京都港区
	技術開発センター・基盤研究所	大阪市中央区
	福崎工場	兵庫県神崎郡福崎町
	販売拠点	札幌市、仙台市、さいたま市、 東京都中央区、横浜市、名古屋市、 大阪市、広島市、福岡市
製造会社	PT MANDOM INDONESIA Tbk	インドネシア
	ZHONGSHAN CITY RIDA COSMETICS CO., LTD.	中国
販売会社	株式会社ピアセラボ	大阪市中央区
	MANDOM PHILIPPINES CORPORATION	フィリピン
	MANDOM CORPORATION (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
	MANDOM TAIWAN CORPORATION	台湾
	MANDOM (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
	MANDOM KOREA CORPORATION	韓国
	MANDOM CORPORATION (THAILAND) LTD.	タイ
	MANDOM CHINA CORPORATION	中国
	MANDOM VIETNAM CO., LTD.	ベトナム
	SUNWA MARKETING CO., LTD.	香港
そ の 他	株式会社エムビーエス	大阪市中央区

(注) MANDOM CORPORATION (INDIA) PVT. LTD.は、現在、事業を休止しております。

(ご参考)



9 従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,663名	263名増

(注) 従業員には、嘱託社員、契約社員およびパート社員は含めておりません。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
537名	15名増	41.0歳	17.0年

(注) 従業員には、嘱託社員、契約社員およびパート社員は含めておりません。

10 主要な借入先の状況

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2▶ 当社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 81,969,700株
- ② 発行済株式の総数 24,134,606株 (うち自己株式756,548株)
- ③ 株主数 14,836名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 西 村 奨 学 財 団	1,800	7.70
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,736	7.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,041	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	771	3.30
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	727	3.11
西 村 元 延	720	3.08
マ ン ダ ム 従 業 員 持 株 会	619	2.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505004	393	1.68
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	366	1.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	351	1.51

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、自己株式756,548株を所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
4. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3▶ 当社の会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	西 村 元 延	PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	寺 林 隆 一	営業統括
取 締 役 常 務 執 行 役 員	北 村 達 芳	人事・リソース統括 総務部、CSR推進部、法務室担当
取 締 役	桃 田 雅 好	内部監査室担当
取 締 役	中 島 賢	株式会社オーグス総研 取締役会長 株式会社京進 社外取締役 夢の街創造委員会株式会社 社外取締役
取 締 役	長 尾 哲	
常 勤 監 査 役	斉 藤 嘉 昭	
監 査 役	津 田 昌 俊	
監 査 役	辻 村 幸 宏	弁護士 辻村幸宏法律事務所 代表

- (注) 1. 平成27年6月23日をもって、取締役桃田雅好氏は、代表取締役・副社長執行役員を退任いたしました。
2. 取締役中島賢氏および長尾哲氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役の斉藤嘉昭氏は、長年にわたり、当社の財務管理部長、財務管理部を統括する取締役執行役員を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役津田昌俊氏および辻村幸宏氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役中島賢氏および長尾哲氏ならびに監査役津田昌俊氏および辻村幸宏氏を東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額等

① 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (2)	224 百万円 (22)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	45 (15)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	269 (37)

(注) 1. 株主総会の決議（平成18年6月23日開催の第89回定時株主総会第4号議案）による取締役の報酬額は、年額450百万円以内であります。
 2. 株主総会の決議（平成17年6月24日開催の第88回定時株主総会第5号議案）による監査役の報酬額は、年額70百万円以内であります。
 3. 取締役の報酬等の総額には、取締役4名（社外取締役を除く）に対する当事業年度（平成28年3月期）にかかる業績を反映した変動役員報酬引当金の繰入額53百万円を含んでおります。

② 会社役員の報酬額決定に関する方針

1. 当社の業務執行取締役の報酬は、「健全性・透明性の確保」を前提とした「効率性の追求」を行うことにより、経営計画を達成し、企業価値の向上を図るために、職務専念の安定のために必要な固定報酬を設定した上で、業績との連動性を高め、モチベーションの高揚を促すためのインセンティブとしての業績変動報酬を適正バランスで設定する方針としております。

「固定報酬」は、外部データ等を参照し、役位別に当社グループの経営の対価として妥当な水準を設定しております。

「業績変動報酬」は、前事業年度の業績・計画達成度および当事業年度の事業計画を勘案した業績反映報酬として年間支給額を設定しております。なお、業務執行取締役の個別の支給額については、個別の業績評価の結果に基づき決定しております。

非業務執行取締役（社外取締役を含む）の報酬に

関しては、「固定報酬」のみとしております。

2. 当社の監査役報酬は、当社グループのコンプライアンス経営の根幹をなす厳格な適法性監査という重要な役割と責任に照らし適正な水準を設定することにより、企業価値の維持・向上を図ることを方針としております。

監査役の報酬については、監査役の役割と責任において業績に関係なく厳格な適法性監査を求められることから、業績に左右されない「固定報酬」部分のみから構成されます。

③ 会社役員の報酬額および報酬額決定に関する方針の決定方法

1. 取締役の報酬額は、半数以上が社外役員から構成される「報酬委員会」による審議・答申を経て、これに基づき、株主総会にて承認を受けた報酬枠内において、取締役会決議により決定しております。

また、取締役の報酬額決定に関する方針について

も、「報酬委員会」による審議・答申を経て、これに基づき、取締役会決議により決定しております。

2. 監査役の報酬額は、各監査役の能力、監査実績、外部データ等を総合的に勘案し、社外監査役2名を

含む監査役間において協議の上決定しております。

また、監査役の報酬額決定に関する方針についても、社外監査役2名を含む監査役間において協議の上決定しております。

3 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役中島賢氏は、株式会社オーグス総研の取締役会長を兼任しております。なお、当社と同社との間には重要な取引その他特別な関係はありません。

監査役辻村幸宏氏は、辻村幸宏法律事務所の代表を兼任しております。なお、当社と同法律事務所との間には重要な取引その他特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役中島賢氏は、株式会社京進、夢の街創造委員会株式会社の社外取締役および大阪ガスリキッド株式会社の顧問を兼任しておりますが、当社と各社との間には重要な取引その他特別な関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
当該事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査役会への出席状況

						取締役会 (14回開催うち臨時2回)		監査役会 (13回開催)	
						出席回数		出席回数	
取締役			中島賢			13回		—	
取締役			長尾哲			14回		—	
監査役			津田昌俊			14回		13回	
監査役			辻村幸宏			14回		13回	

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

2. 取締役会における発言状況

- ・取締役中島賢氏は、長年にわたる企業経営および各種団体の理事等の豊富な経験に基づき、大所高所から、経営戦略やコーポレートガバナンスなど幅広い事項につき、適宜、適切な提言・助言を行っております。
- ・取締役長尾哲氏は、長年にわたるグローバルに事業展開する企業経営および経済団体の要職を歴任した豊富な経験に基づき、大所高所から、経営戦略やコーポレートガバナンスなど幅広い事項につき、適宜、適切な提言・助言を行っております。
- ・監査役津田昌俊氏は、金融機関における豊富な経験と知見に基づき、適法性監査に関する発言はもとより、客観的株主視点から、適宜、グループ全体のコーポレートガバナンス強化に資する適切な発言を行っております。
- ・監査役辻村幸宏氏は、弁護士としての専門的見地から、厳格な適法性監査を全うすべく、コンプライアンス面はもとよりコーポレートガバナンス全般にわたり、適宜、適切な発言を行っております。

3. 監査役会における発言状況

- ・監査役津田昌俊氏は、金融機関における企業実務経験に基づき、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、独立的立場から、適宜、適切な発言を行っております。
- ・監査役辻村幸宏氏は、弁護士としての専門知識と経験に基づき、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、独立的立場から、適宜、適切な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

1. 当社は、社外取締役中島賢氏および長尾哲氏との間において、会社法第427条第1項および定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。
2. 当社は、社外監査役津田昌俊氏および辻村幸宏氏との間において、会社法第427条第1項および定款第32条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

4▶ 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人に対する報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社および子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT MANDOM INDONESIA Tbkは、OSMAN BING SATRIO & ENYの監査を受けております。

② 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行条項、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結

果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主にグループ会計基盤強化に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人による重大な法令違反や公序良俗に反する行為があった場合など当社の会計監査業務に重大な支障を来たと認められる場合、その他当社の監査体制の適正性または効率性の確保のため必要と認めるときは、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障を来たと認められる場合には、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任します。この場合、解任最初に招集される株主総会においてその旨を報告します。

5▶ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役会設置会社制度を採用し、監査役による厳格な適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、複数名の社外取締役の招聘によりモニタリング機能・アドバイザリング機能を強化するとともに、統括・担当執行役員制度を採用し責任の明確化と権限委譲を行い積極的・機動的な業務執行が行えるシステムを構築することにより、「健全性・透明性の確保」を前提として適正に「効率性の追求」を行う体制を整備してまいります。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、適正にシステム構築・体制整備を行うとともに、平成27年10月に取締役会決議により、コーポレートガバナンス・コードに対応した「コーポレートガバナンスガイドライン」（http://www.mandom.co.jp/ir/src/g_guideline.pdf）を策定・公表し、同ガイドライン（「コーポレートガバナンスポリシー」を含む）に基づき、適正なシステム運用に努めました。

- ② 役員・使用人を対象とするコンプライアンスプログラムとして、「マダムグループ考働規範」を制定した上で、法令・社会規範の遵守と倫理的行動を徹底する体制を整備するために、「考働規範推進規程」に基づき、以下の施策を実施してまいります。

1. 考働規範推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発・教育活動を行います。
2. ヘルプラインシステムを導入し、情報提供者の

保護を徹底した上で、コンプライアンス違反に関するリスクの早期発見・回避・極小化および再発防止を行う体制を整備してまいります。同体制には、ヘルプラインシステムの使用に関する情報が監査役に報告される体制が含まれます。

- ③ 内部監査部門による内部統制監査において、「考働規範の遵守状況」を監査項目として掲げ、モニタリングを強化し、必要に応じ、コンプライアンスに関する指導を行います。

【運用状況の概要②③】

上記決議のとおり、考働規範推進委員会により、「考働規範推進規程」に基づいた考働規範全社教育の実施およびヘルプラインシステムの適正な整備・運用を行いました。また、内部監査部門においては、監査項目に「考働規範の遵守状況」を設定し、適正に各部門の考働規範の周知・徹底等に関する監査・指導を行いました。

- ④ 反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、「社会の秩序や安全に悪影響を及ぼすような反社会的勢力・組織に対しては、毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する」という基本方針を掲げ、統括管理部門である総務部の主導のもと、警察・弁護士等との連携を密にし、適正に対応するよう努めます。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、総務部の主導のもと、「反社会的勢力排除マニュアル」を整備・周知し、グループ国

内拠点に不当要求防止責任者を任命・設置するなど、「反社会的勢力への対応に関する規程」を適正に運用し、反社会的勢力との関係を排除しております。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録のみならず、重要会議議事録および重要決裁記録につき、各種会議規程および決裁権限規程等に基づき、10年間これらを保存する体制を整備します。
- ② 上記のほか、取締役の職務執行にかかる情報については、「文書取扱規程」等にしがいい、適正にこれを保存します。

【運用状況の概要①②】

上記決議のとおり、適正に関連規程を整備し、同規程に基づき、役員秘書室、総務部等の担当部門において、適正に保存しました。

- ③ 取締役の職務執行にかかる情報の管理については、

営業秘密・インサイダー情報の漏洩防止のため、「機密情報管理規程」「内部情報管理規程」を制定し、これらの規程にしたがひ、適正な管理に努めます。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、「機密情報管理規程」「内部情報管理規程」に基づき、「機密情報管理マニュアル」「インサイダー取引防止マニュアル」を整備・周知するとともに、定期的な教育の実施により徹底するなど、適正な管理に努めました。

これにより、当期において、インサイダー取引および重大な情報漏洩事故は発生しておりません。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントを経営の重要課題として位置付け、「トータルリスクマネジメント推進規程」を制定し、リスクマネジメントに関する基本方針に基づき、トータルリスクマネジメント体制の整備・運用強化に努めます。
- ② 同体制の整備・運用強化にあたっては、推進母体として、トータルリスクマネジメント委員会を設置し、システムの統括管理・運営を行います。なお、システムの整備・運用状況については、内部監査部門が内部統制監査の一環として、モニタリングを行います。

【運用状況の概要①②】

上記決議のとおり、「トータルリスクマネジメント推進規程」に基づき、トータルリスクマネジメント委員会を組織し、定期的開催して、システムの統括管理・運営を行いました。また、内部監査部門は、システムの整備・運用状況についてモニタリングを行いました。

- ③ 同委員会は、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理を重点課題として位置付け、各種リスク対応マニュアルの整備を進めるとともに、リス

ク顕在化の兆候の洗出し・分析・評価を行い、早期発見・未然防止に注力します。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、トータルリスクマネジメント委員会において、各種リスク対応マニュアルの整備を進めるとともに、個別のリスクについて顕在化の兆候の洗出し・分析・評価を行い、重要性の高いリスクから順次、未然防止策の立案・実施を進めました。

- ④ また、同委員会は、当社のリスクマネジメントに関する基本方針（基本目的・考働指針）および各種リス

クへの対応に関する教育を実施し、役員・従業員のリスク意識を高めるとともに、規程・マニュアルの周知・徹底に努めます。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、トータルリスクマネジメント委員会において、部門毎に集合教育を実施し、役員・従業員がリスクに対して主体的に対応するという意識付けを含めたリスクマネジメントに関する基本方針および関連規程・マニュアル類の周知・徹底に努めました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保するため、取締役が構成員となる取締役会、経営会議、常務会を月次開催し、重要事項の審議、意思決定および職務執行状況に関する情報共有を行うとともに、必要に応じ、適宜、臨時にこれらを開催し、意思決定・業務執行の機動性・効率性の確保に努めます。

【運用状況の概要】

上記会議体の開催状況は以下のとおりであります。

取締役会	14回（うち、臨時取締役会2回）
取締役会書面決議	5回
経営会議	11回
常務会	11回（当期より社外取締役が出席）

これらの会議体を各々の規程にしたがい、適正に議事を運営し、意思決定・業務執行の機動性・効率性の確保に努めました。

特に取締役会の会議運営については、「コーポレー

トガバナンスガイドライン」に基づき、IT活用を推進し、会議資料の充実および資料配布の早期化による検討期間の確保を行うことなどにより、審議の活性化を図りました。

- ② 取締役の業務執行については、「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」を整備することにより、適正な権限委譲を行い、機動的・効率的な職務の執行が行える体制を維持するとともに、職務執行責任の明確化を行います。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、取締役会自身が意思決定を行う事項と経営陣に権限委譲する事項を規程において明確かつ適正に区分し、社外取締役を含めた取締役会による監督機能を十分に確保した上で、機動的・効率的な職務の執行が行える体制を維持するとともに、職務執行責任の明確化を図りました。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 国内外関係会社を対象とした「関係会社管理規程」を制定し、国内子会社については経営企画部、海外子会社についてはグローバルグループ統括部を主管部門として位置付け、以下の運用を行うことにより、企業集団の業務の適正の確保に努めます。

1. 子会社各社の事業計画の策定および進捗報告・管理に関する指導・監督
2. 重要意思決定・業務執行事項に関する当社の決裁関与基準（承認・協議・部門回議）の明確化による子会社各社の取締役・使用人等の職務執行の適正性、機動性および効率性の確保に関する指導・監督
3. 重要意思決定・業務執行事項および重要発生事実に関する報告（重要会議資料・議事録の提出を含む）に関する指導・監督
4. 内部監査部門による業務の適正性に関するモニタリング

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門が子会社の指導・監督を、内部監査部門がモ

ニタリングを行うことにより、企業集団の業務の適正の確保に努めました。

- ② 必要に応じ、当社の役員または使用人が子会社の取締役または監査役に就任し、子会社の業務の適法性・効率性・妥当性等についてのモニタリングおよびアドバイザリングを行うことにより、企業集団の業務の適正の確保に努めます。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、当社の役員・使用人延べ27名が国内外子会社の社外取締役または社外監査役に就任（国内子会社4名／海外子会社延べ23名）し、取締役会その他の機会において、必要に応じ、適宜、モニタリングおよびアドバイザリングを行うことにより、企業集団の業務の適正の確保に努めました。

- ③ 当社における「トータルリスクマネジメント推進規程」の適用範囲を子会社各社に拡大し、同規程に基づき、トータルリスクマネジメント委員会において、子会社各社のリスクマネジメント体制の整備に関する指導・監督を行います。

同委員会は、子会社の事業継続に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理指導を重点課題として位置付け、子会社における各種リスク対応マニュアルの整備を指導・監督し、その回避・極小化を促進します。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、トータルリスクマネジメント委員会において、子会社の重大リスクの洗出し、特定、分析、評価等の指導を行うとともに、役員・従業員その他ステークホルダーの生命・身体の安全にかかるリ

スクへの対応マニュアルの整備を優先的に指導・監督し、すべての子会社において、災害対策マニュアルおよび緊急連絡網を整備しました。

- ④ 当社における「考働規範推進規程」の適用範囲を子会社各社に拡大し、同規程に基づき、考働規範推進委員会において、以下により、子会社各社のコンプライアンス体制の整備に関する指導・監督を行います。

1. 子会社各社に適応する「マンドムグループ考働規範」（翻訳版）を作成し、配布するとともに、子会社各社による周知・徹底を指導・監督します。
2. 子会社各社に適応する考働規範教育に関する教材を作成し、配布するとともに、子会社各社による考働規範教育の実施に関する指導・監督を行います。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、考働規範推進委員会において、

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当該使用人の独立性に関する事項
- 当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役は、監査役職務補助使用人を配置します。

「マンドムグループ考働規範」および考働規範教育に関する教材を作成（翻訳版を含む）し、子会社各社に配布するとともに、考働規範教育の実施を指導し、すべての子会社においてこれらを用いたコンプライアンス教育が実施されました。

- ⑤ 当社の内部監査部門による子会社各社の内部統制監査において、マンドムグループ考働規範の周知・徹底状況およびリスクマネジメント体制の整備状況について、実査時に順次モニタリングを実施します。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、当社の内部監査部門による子会社各社の内部統制監査項目に、マンドムグループ考働規範の周知・徹底状況およびリスクマネジメント体制の整備状況を加え、実査時に監査し、必要に応じ、指導を行いました。

- ② 当該使用人は、監査役職務補助業務を遂行するにあたり取締役の指揮命令を受けないものとし、その任免、専任・兼任の別、異動、人事考課、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を要することとし、当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保します。

【運用状況の概要①②】

当期においては、監査役より、監査役職務補助使用人の配置要請はありませんでした。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 当社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
- 子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役監査の実効性確保に関する規程」を制定し、取締役および使用人等が監査役に対して報告すべき事項（子会社の職務の執行に関する事項を含む）および当該報告の方法のほか、以下の事項を明確に定め、これを適切に運用することで、監査役監査の実効性の確保に努めます。

- ① 取締役および使用人等は、法令、定款、「監査役会規程」、「監査役監査基準」等に基づく監査役監査に誠実に対応・協力すること。
- ② 取締役および使用人等は、子会社の取締役および使用人等に対し、当社の監査役監査に対して誠実に対応・協力するよう指導・監督すること。
- ③ 監査役に対して報告をし、または監査役監査に対して対応・協力した者（子会社の取締役および使用人を含む）が当該報告または対応・協力をを行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないこと。
- ④ 監査役職務の円滑な執行のため、会社法第388条の規定にしたがい、監査役からの費用の前払い等の請求に対して適正に対応すること。

【運用状況の概要】

上記決議のとおり、「監査役監査の実効性確保に関する規程」を整備し、適正に運用しました。なお、当期においては、監査役より費用の前払い請求はありませんでした。

⑧ 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性および適正性の確保を経営の重要な責務として位置付け、これを実現するために、社長執行役員主導のもと、全社・全グループをあげて適正な内部統制システムを整備することを基本方針とします。
- ② 財務報告の信頼性および適正性の確保にあたっては、

内部監査部門において、内部統制システムの整備・運用状況の検証および内部監査を行うとともに、取締役会・監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会および監査役会が継続的にこれをモニタリングできる体制の整備に努めます。

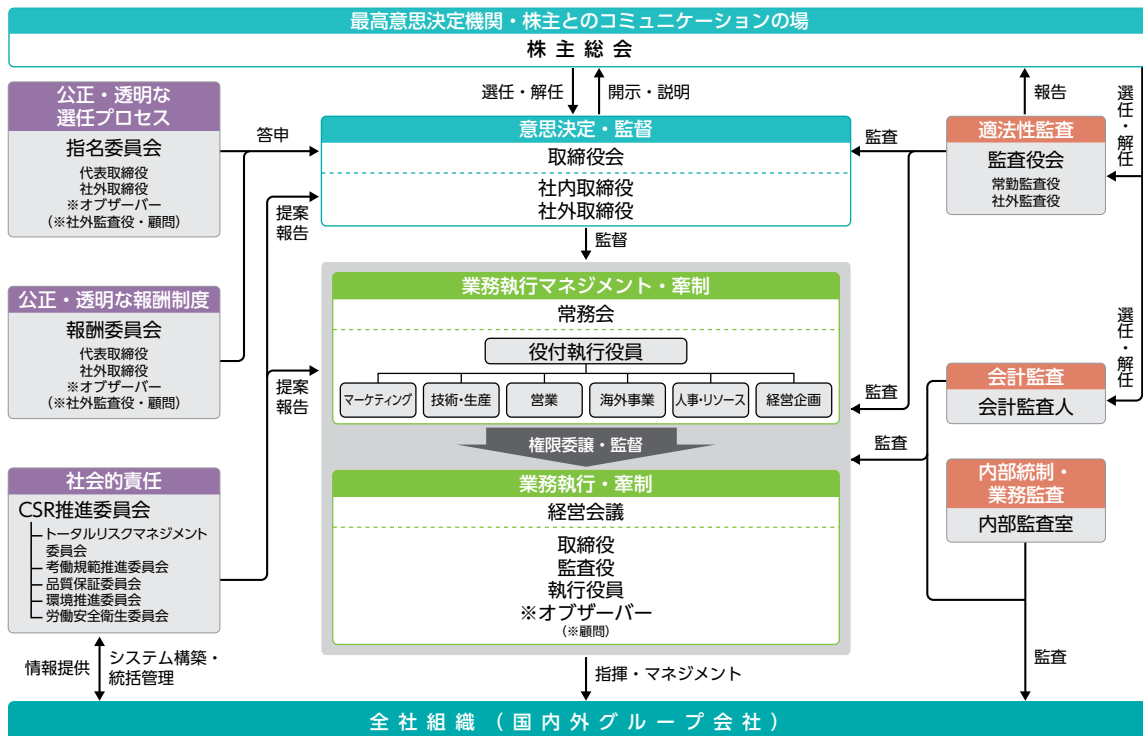
【運用状況の概要①②】

決議した上記基本方針に基づき、社長執行役員主導のもと、財務報告の信頼性および適正性を確保すべく内部統制システムの整備・運用強化を行うとともに、内部監査部門のみを担当し業務執行と一定の距離を置く取締役を設置し、内部統制システムの整備・運用状況のモニタリング機能を高めました。

また、内部監査部門において、内部統制システムの整備・運用状況に関する内部監査（内部統制監査）を

実施し、取締役会および監査役会にその結果を適切に報告しました。なお、第98期（平成27年3月期）事業年度に関する内部統制監査は、内部監査部門による内部監査、監査法人による外部監査とともに、「内部統制は有効」との結果でありました。また、第99期（平成28年3月期）事業年度に関する内部統制監査につきましても、内部監査・外部監査ともに「内部統制は有効」との結果となる見通しであります。

▶ コーポレートガバナンス体制（ご参考）



6▶ 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

7▶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付け、中長期的な事業拡大、新規事業開拓および企業リスク対応のための内部留保に配慮しつつ、配当金による株主還元を優先的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、既存事業拡大のための設備投資、海外投資、研究開発投資等、企業価値向上のための戦略的投資に活用するとともに、様々な企業リスクに対応するためのセーフティネットとして位置付けております。

また、株主還元策および資本効率の改善策として、自己株式の取得を選択肢として視野に入れ、検討してまいります。

配当金に関する数値目標につきましては、特別な要素を除いた連結ベースでの配当性向40%以上としております。

なお、第99期（平成28年3月期）の年間配当金は、1株当たり80円（連結配当性向29.3%）を予定しております。

(メモ欄)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	10,728
受取手形及び売掛金	10,205
有価証券	18,500
商品及び製品	6,178
仕掛品	463
原材料及び貯蔵品	2,773
繰延税金資産	855
その他	1,768
貸倒引当金	△17
流動資産合計	51,456
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	11,399
機械装置及び運搬具	5,158
工具器具及び備品	941
土地	510
リース資産	27
建設仮勘定	287
有形固定資産合計	18,325
無形固定資産	
ソフトウェア	981
その他	178
無形固定資産合計	1,160
投資その他の資産	
投資有価証券	7,471
繰延税金資産	262
その他	1,157
貸倒引当金	△11
投資その他の資産合計	8,879
固定資産合計	28,364
資産合計	79,821

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	1,867
短期借入金	308
未払金	4,348
未払法人税等	1,134
賞与引当金	912
変動役員報酬引当金	53
返品調整引当金	307
その他	1,430
流動負債合計	10,364
固定負債	
繰延税金負債	909
退職給付に係る負債	1,710
その他	982
固定負債合計	3,601
負債合計	13,965
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	11,394
資本剰余金	11,235
利益剰余金	40,638
自己株式	△1,858
株主資本合計	61,409
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	2,381
為替換算調整勘定	△3,878
退職給付に係る調整累計額	△205
その他の包括利益累計額合計	△1,701
非支配株主持分	6,148
純資産合計	65,856
負債純資産合計	79,821

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営 営	売 上	上 原	高 価					75,078
	売 上	原 価						34,206
	販 売	上 原	総 利	益				40,872
	営 業	費 及 び 一 般 管 理	費 益					34,278
	受 取	外 収	益					6,594
	受 取	配 当	利 息				222	
	持 分	法 配	当 金				96	
	為 替	に よ る	投 資 利				273	
	そ の	の	差 益				33	
	営 業	外 費	用				258	883
特 特	支 払	上 原	利 割	息 引			9	
	売 上	の	割	他			33	
	そ の	の	利	益			20	62
	経 常	利 益						7,415
	固 定	資 産	売 却	益			4,038	
	投 資	有 価	証 券	売 却	益		34	
	災 害	保 険	金 収	入			481	4,554
	別 損	失						
	固 定	資 産	売 却	損			4	
	固 定	資 産	除 却	損			61	
税 法 法 当 非 親	災 害	に よ る	損 失				1,024	
	そ の	の					181	1,271
	税 金	等 調 整	前 当 期	純 利	益			10,698
	法 人	税、 住 民	税 及 び	事 業	税		2,338	
	法 人	税 等	調 整	額			41	2,380
	当 期	純 利	益					8,317
	支 配	株 主	に 帰 属	す る	当 期	純 利		1,934
	親 会 社	株 主	に 帰 属	す る	当 期	純 利		6,383

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本等				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	11,394	11,235	36,102	△1,855	56,876
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,846		△1,846
親会社株主に帰属する当期純利益			6,383		6,383
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	4,536	△3	4,532
平成28年3月31日残高	11,394	11,235	40,638	△1,858	61,409

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	1,577	△2,440	△40	△902	5,005	60,980
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,846
親会社株主に帰属する当期純利益						6,383
自己株式の取得						△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	803	△1,437	△164	△798	1,142	343
連結会計年度中の変動額合計	803	△1,437	△164	△798	1,142	4,875
平成28年3月31日残高	2,381	△3,878	△205	△1,701	6,148	65,856

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	3,538
売掛金	5,452
有価証券	18,500
商品及び製品	2,846
仕掛品	120
原材料及び貯蔵品	616
前払費用	364
繰延税金資産	544
その他の貸倒引当金	260
流動資産合計	32,243
固定資産	
有形固定資産	
建物	6,605
構築物	132
機械及び装置	2,990
車両運搬具	24
工具器具及び備品	537
土地	592
リース資産	27
建設仮勘定	98
有形固定資産合計	11,009
無形固定資産	
商標	1
ソフトウェア	960
電話加入権	15
その他の無形固定資産	159
無形固定資産合計	1,136
投資その他の資産	
投資有価証券	6,940
関係会社株	7,551
関係会社出資	1,672
従業員長期貸付金	73
長期前払費用	49
その他の貸倒引当金	273
投資その他の資産合計	△11
固定資産合計	16,550
資産合計	28,695
負債純資産合計	60,939

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	
買掛金	1,146
短期借入金	9
未払金	3,071
未払費用	138
未払法人税等	1,054
前払受取金	17
前受取金	43
賞与引当金	2
役員報酬引当金	840
変動費調整引当金	53
返品調整引当金	269
流動負債合計	6,648
固定負債	
リース負債	19
繰延税金負債	773
退職給付引当金	426
長期未払金	294
資産除去債務	38
その他の固定負債	406
固定負債合計	1,959
負債合計	8,608
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	11,394
資本剰余金	11,235
資本剰余金のうち、準備金	0
資本剰余金合計	11,235
利益剰余金	562
利益剰余金のうち、準備金	
利益剰余金合計	457
退職給付引当金	8
固定資産圧縮積立金	19,800
別途利益剰余金	8,350
利益剰余金合計	29,178
自己株式	△1,858
株主資本合計	49,949
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2,381
評価・換算差額等合計	2,381
純資産合計	52,331
負債純資産合計	60,939

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上 高			47,469
売 上 原 価			21,339
売 上 総 利 益			26,130
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			21,034
営 業 利 益			5,095
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	0		
有 価 証 券 利 息	13		
受 取 配 当 金	732		
そ の 他	136		883
営 業 外 費 用			
為 替 差 損	12		
関 係 会 社 人 件 費 負 担 金	9		
そ の 他	17		39
経 常 利 益			5,939
特 別 利 益			
特 定 資 産 売 却 益	3		3
特 別 損 失			
特 定 資 産 売 却 損	1		
固 定 資 産 除 却 損	48		
子 会 社 株 式 評 価 損	434		483
税 引 前 当 期 純 利 益			5,459
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,807		
法 人 税 等 調 整 額	△14		1,793
当 期 純 利 益			3,666

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本等					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		固定資産圧縮積立金
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 退職給付積立金	
平成27年4月1日残高	11,394	11,235	0	562	457	8
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						△0
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△0
平成28年3月31日残高	11,394	11,235	0	562	457	8

	株主資本		資本		評価・換算差額等	純資産計
	利益剰余金		自己株式	株主資本計合	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金	繰越利益金				
平成27年4月1日残高	19,800	6,530	△1,855	48,133	1,563	49,696
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		0		—		—
剰余金の配当		△1,846		△1,846		△1,846
当期純利益		3,666		3,666		3,666
自己株式の取得			△3	△3		△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					818	818
事業年度中の変動額合計	—	1,819	△3	1,815	818	2,634
平成28年3月31日残高	19,800	8,350	△1,858	49,949	2,381	52,331

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月5日

株式会社マンダム
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 村 祥二郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 田 英 之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マンダムの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マンダム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月5日

株式会社マンダム
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 村 祥二郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 田 英 之	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マンダムの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社マンドム 監査役会

常勤監査役 齊 藤 嘉 昭 ㊞

社外監査役 津 田 昌 俊 ㊞

社外監査役 辻 村 幸 宏 ㊞

以上

(メモ欄)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

[illegible]

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

(メモ欄)

[illegible]

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of ten sets of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

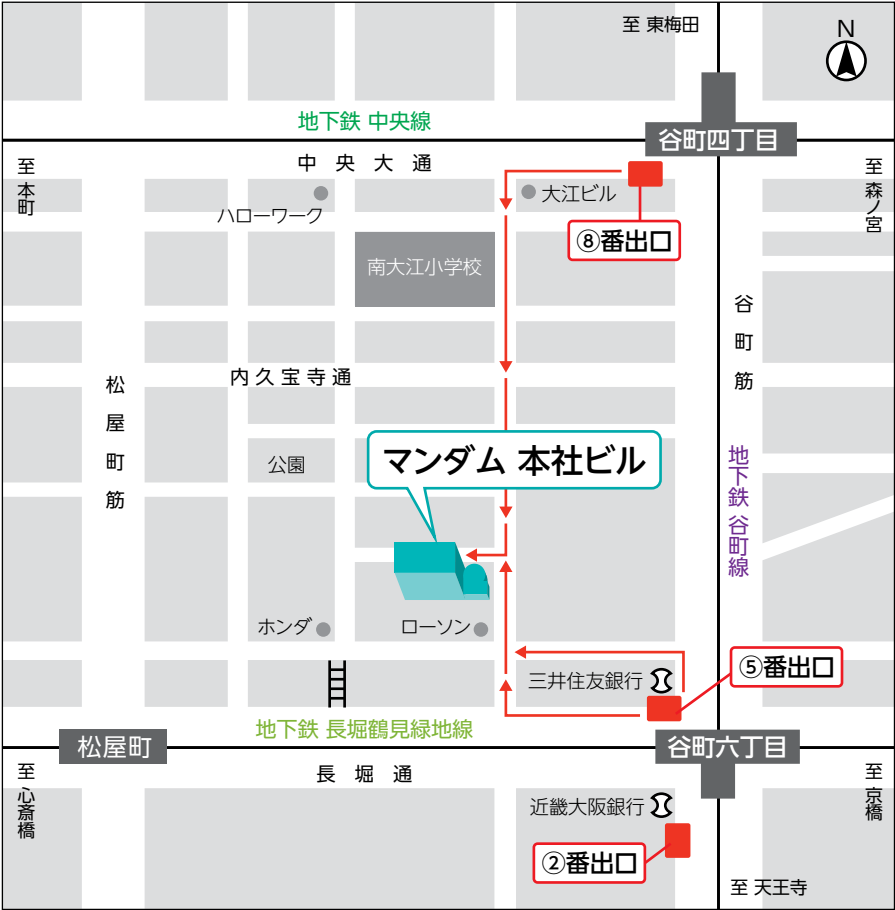
連結計算書類
計算書類

監査報告書

(メモ欄)

[illegible]

第99回 定時株主総会 会場ご案内図



株主総会 会場

大阪市中央区十二軒町5番12号
マダム本社ビル 2階会議室



交通のご案内

- ▶ 地下鉄谷町線「谷町六丁目駅」下車②⑤番出口より徒歩5分
- ▶ 地下鉄長堀鶴見緑地線「谷町六丁目駅」下車⑤番出口より徒歩5分
- ▶ 地下鉄中央線「谷町四丁目駅」下車⑧番出口より徒歩8分

◎お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。